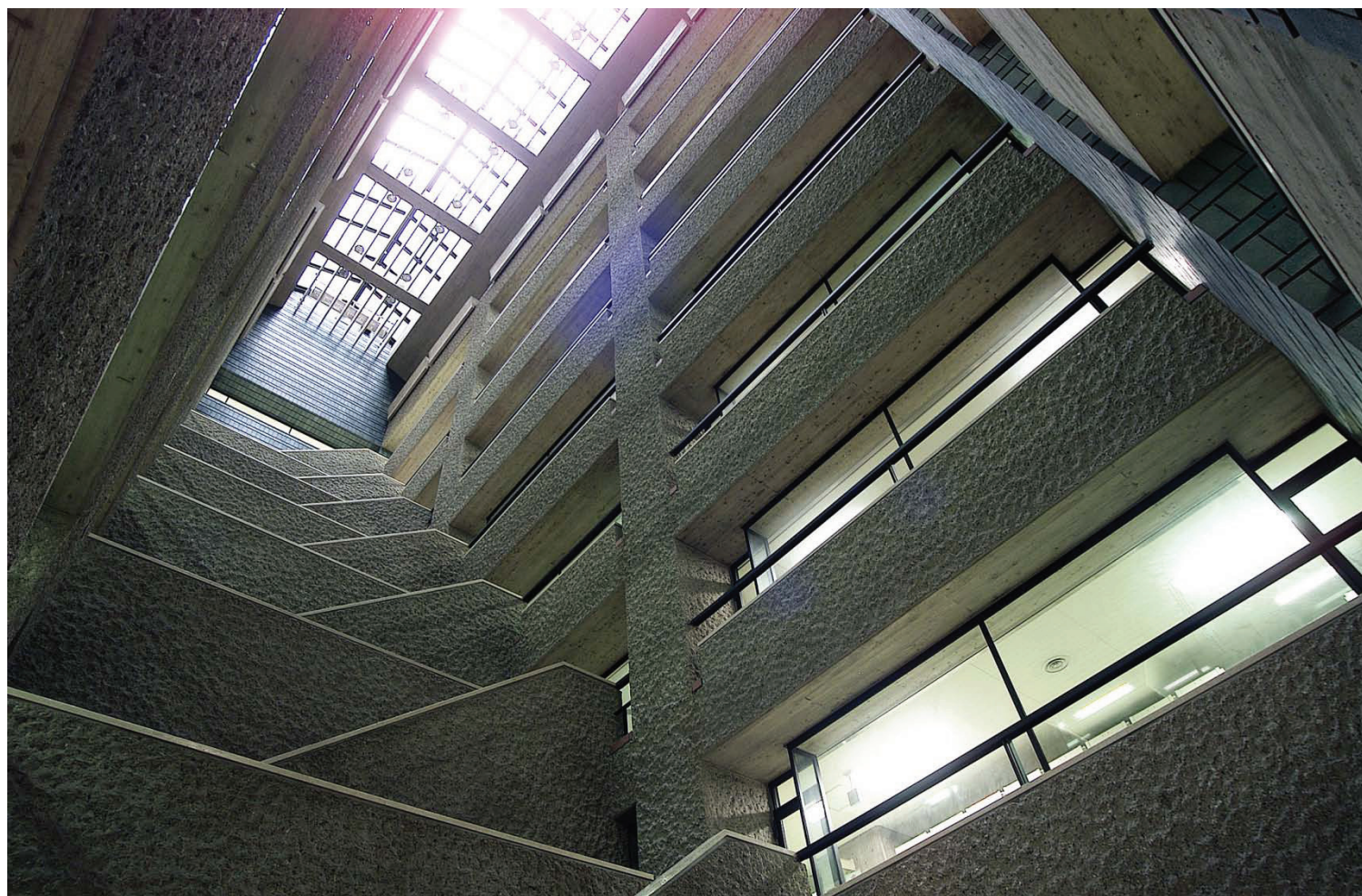


行政・司法各部門の支部図書館と専門図書館の連絡情報誌

# びぶろすーBiblos

57号（平成24年8月）



特集 法律と図書館



## 57号（平成24年8月） 目次

### ++++【特集 法律と図書館】++++

法律文献と図書館

北星学園大学 齊藤正彰 2

国立国会図書館議会官庁資料室について

国立国会図書館調査及び立法考査局議会官庁資料課 6

東京都立中央図書館の法律情報サービス

東京都立中央図書館サービス部情報サービス課 尾上文子 7

法律図書館連絡会の活動と現況について

国立国会図書館調査及び立法考査局 曾雌裕一 9

支部公正取引委員会図書館について

－独占禁止法施行機関の図書館としての活動を中心に－

支部公正取引委員会図書館 横井輝貴 11

平成24年度専門図書館協議会全国研究集会分科会に参加して

支部農林水産省図書館農林水産政策研究所分館 新井光秋 13

### 【シリーズ 国立国会図書館のオンラインサービス】

インターネット資料収集保存事業

国立国会図書館関西館電子図書館課 福嶋聖淳 15

平成24年度全国図書館大会のお知らせ

17

日誌(平成24年5月～平成24年7月)

18

国立国会図書館刊行物紹介(平成24年5月～平成24年7月)

19

次号予告

20

## 【特集 法律と図書館】

# 法律文献と図書館

北星学園大学 齊藤 正彰

### 1 法律文献の存在形態

「法律文献を図書館で探す」という状況が生じる文脈は、さまざまなものがあります<sup>1</sup>。たとえば、他の文献・資料において引用・紹介されていた法律文献（ここでは、法令・判例そのもの＝1次資料ではなく、学術文献などの2次資料をいいます）を図書館で探すこともあるでしょう。

ところで、高等学校までの学校図書館においても近隣の公共図書館においても、生徒や市民が探しているのは、〈本〉であるはずで、書店で探しているのも〈本〉でしょう。

しかし、法律文献は常に〈本〉という形で存在するわけではありません。「法律文献を探す」ということは「法律書を探す」と同義ではないのです。法律文献には、特定の著者の書いたものが1冊に綴じ合わされた形で存在する〈本〉（「図書」「著書」「書籍」「単行書」などとも呼ばれる）の他に、1つの完結した内容を有し、固有の題名を付されて識別される〈論文〉があるのです（もちろん、他の学問分野でも同様でしょう）。

〈論文〉としては、法律雑誌や、学会誌、官公庁発行誌、大学紀要など、逐次刊行物と呼ばれるものに掲載されている「雑誌論文」の他に、記念論文集などに寄稿された〈論文〉も重要です。ある研究者の〈論文〉が集めら

れて論文集が編まれる（つまり〈本〉になる）ことも、しばしばあります。

「法律文献を図書館で探す」ことを考えるときにも、〈本〉と〈論文〉の区別を念頭に置く必要があります（それぞれ、どのように検索するか、どこに配架されているか、など）。

図書館での配架については、〈本〉がNDC番号（日本十進分類法）によって分類され配架されている場合でも、「法律書」が必ずしも320番台の棚に並ぶとは限りません。「議会」や「人権」、「社会保障法」に関する〈本〉が314や316、360番台後半の棚に配架されているのはよくあることで、「医事法」は498、「環境法」は519の棚に置かれていたりしますので、書架を眺めて〈本〉を探す場合には注意が必要です。

雑誌の配架場所にも注意を要します。最新号、新着分（最近1年分くらい）、それ以前のバックナンバーが、どこに・どのように配架されているかは、図書館によって異なります（1か所にまとまっているとは限りません）。バックナンバーは、数冊まとめてハードカバーを付けた形で製本され所蔵されている場合もあります。

1)「百選」、2)「重刊」、3)「争点」、4)「基本コン」などと略記される定番の法律文献には、雑誌の「別冊」や「増刊」という形式のものが少なくありません。1)『憲法判例百選』などの「判例百選」シリーズや、2)年度ごとの『重要判例解説』、3)『行政法の争点』などの「法律学の争点」シリーズは、法律雑誌である『ジュリスト』誌の増刊や別冊という名

<sup>1</sup> さまざまな場合に対処する方法について、指宿信ほか監修/いしかわまりこほか『リーガル・リサーチ』〔第4版〕（日本評論社、2012年）、小林成光ほか『やさしい法律情報の調べ方・引用の仕方』（文眞堂、2010年）、弥永真生『法律学習マニュアル』〔第3版〕（有斐閣、2009年）など参照。

称になっています。4)「基本法コンメンタール」シリーズは、『法学セミナー』誌の別冊とされています。これらは、〈本〉として書架にあることも、本体の雑誌とともに並んでいることもあります。

## 2 法律文献の出典表示の解説

文献の書誌情報は、一定の様式に沿って表示されています。他の文献・資料において引用・紹介されていた法律文献を探す場合に、文献の出典表示を正確に読みとることができず、図書館での文献調査も覚束ないこととなります。

文献の出典表示方法は学問分野によって流儀が違い、法律文献についても、多くの場合、特有の表示方法が用いられています。邦語の法律文献の出典表示について、単一の確立された表示方法が存在するわけではありませんが、標準化を目指したものとして、法律編集者懇話会編「法律文献等の出典の表示方法」があります。Web上では、[法教育支援センターの「活動内容」](#)のページに掲載されています。ただ、実際には、必ずしもこの基準通りに表記されるわけではありません。

法律文献には〈本〉と〈論文〉がありますから、今そこに表示されている文献がどちらなのか、さらに、〈論文〉であればどこに掲載されているのか、についての情報を読みとる必要があります。多くの場合、〈論文〉の題名は一重のカギ括弧で括られ、〈本〉の書名には二重のカギ括弧を用いて区別するか、カギ括弧を使わずに著者名と書名をナカテン（・）でつないで示します。ただし、雑誌論文や後述の判例評釈においては、参考文献の著者名と掲載誌名・巻号頁のみを記載して、題名は省略されることがあります。

雑誌論文の掲載誌名の表示については、略称を用いるのが一般的です。主要な雑誌の略称については、法律雑誌である『法律時報』誌の毎年1月号に掲載される「文献略語表」

のものがよく使われます。Web上では、福島大学附属図書館による「[日本の判例集・法律文献略語一覧](#)」が便利です。

## 3 〈本〉の検索と〈論文〉の検索

〈本〉と〈論文〉の区別は、検索のためにデータベース(DB)を用いる際にも重要です。図書館の蔵書検索DB(いわゆるOPAC)は、〈本〉と雑誌の所蔵を調べるものです。[国立情報学研究所\(NII\)](#)が提供する「[CiNii Books](#)」や「[Webcat Plus](#)」といったDBは、全国の図書館の蔵書を横断的に検索できる(探している〈本〉がどこの図書館に所蔵されているかが分かる)というDBです。

これに対して、[国立国会図書館](#)が提供している「[雑誌記事索引\(雑索\)](#)」は、雑誌論文のDBです。一般に、〈本〉よりも短期間で刊行することができる学術雑誌は、新しい法令・判例の情報やその解説、いま問題となっている論点についての議論など、比較的新しい情報を伝達することに適した媒体です。したがって、雑誌論文を検索するツールとして、毎日更新の「雑索」は重要です。

問題は、「〈本〉に収められた〈論文〉」の検索です。著名な研究者の退職や還暦・古稀などの祝賀論文集、大学や学部などの記念論文集、講座や全書などの企画ものの〈本〉には、質の高い重要な〈論文〉が掲載されるといわれます<sup>2</sup>。しかし、これらの論文集自体は〈本〉ですので、そこに収録されている〈論文〉は、雑誌論文のDBである「雑索」や「[CiNii Articles](#)」では検索できないこととなります。商用の文献DBの中には、雑誌論文と「〈本〉に収められた〈論文〉」の双方を検索できるものがあり、法律文献についての商用DBにも、〈本〉と〈論文〉を包括的に検索できるものがあります。ただし、それらの情報の収録範囲と更新頻度に注意する必要があります。

<sup>2</sup> 大村敦志ほか『民法研究ハンドブック』(有斐閣、2000年)218-219頁。

現在、国立国会図書館の [NDL-OPAC](#) では、蔵書検索と雑誌記事の検索とが合わせて一気に行えるようになっていました。しかも、平成16年度以降は〈本〉の目次情報（すなわち「〈本〉に収められた〈論文〉」の著者名と題名）も収録されています。つまり、近年の文献については、NDL-OPAC で〈本〉と〈論文〉を包括的に検索できるのです。

#### 4 判例評釈を探す裏ワザ

たとえば、ある判例について解説した文献を図書館で探すこともあるでしょう。重要な判例・注目される判例については、判例評釈（判例批評、判例研究、判例解説など、呼び方はさまざまです）が書かれます（もちろん、すべての判決について評釈が書かれるわけではありません）。こうした判例評釈は、関連法令や関連判例、参考文献などの情報を含んでおり、法律文献を芋づる式に入手する情報源としても有用です。問題となっている判例そのものに関心があるわけでもなく、「このような場合にはどうなるのか？」という疑問を解決するために、類似の事案についての判例を探し、その判例評釈を読んでみるというのは、1つの方法かもしれません。判例評釈を調べるには、主要な判例評釈掲載誌を見たり、商用の判例DBで検索するのが一般的でしょう<sup>3</sup>。

しかし、商用の判例DBが利用できる環境にない場合でも、「[国立国会図書館サーチ](#)」を使って、簡単に判例評釈を検索することができます（詳しくは、齊藤正彰@北星学園大学「[判例評釈サーチ](#)」）。この「裏ワザ」の利点は、誰でも無料で検索できるというだけではありません。検索対象に含まれる「雑索」の情報更新頻度が高いために、最新の判例評釈

<sup>3</sup> 判例・判例評釈の調査一般について、池田真朗編著『判例学習のAtoZ』（有斐閣、2010年）、井口茂／吉田利宏補訂『判例を学ぶ—判例学習入門—』（新版）（法学書院、2010年）、リーガル・リサーチ研究会編『実践 判例検索—体系志向のリーガル・リサーチ』（第一法規、2007年）など参照。

を発見できるのです（商用の判例DBにはまだ載録されていない判例評釈情報を入手できることもあります）。さらに、執筆者の所属機関や寄稿などの関係により、自然科学系の紀要や雑誌に掲載されているものであっても、この方法なら発見できます。

#### 5 新法解説の便利な検索

国立国会図書館の提供する「[日本法令索引](#)」は、法令情報への直接の深層リンクが充実しています。たとえば、「制定法令」で「道路交通法」を検索し、同法の「法令沿革」を表示して、そこに示された改正履歴の中から、改正内容を調べたいところの「被改正法令」をクリックし、表示された画面の右側にある「衆議院 制定法律」へのリンクをクリックすれば、一部改正法律の「改め文」<sup>4</sup>が表示され、改正部分を確認することができます。

たとえば、新法あるいは改正法について解説した文献を図書館で探すこともあるでしょう<sup>5</sup>。もちろん、こうした新法解説がよく掲載される専門誌は知られており、それらのどこかに解説が載っているのですが、どの雑誌の何巻何号に載っているかを書架で探すのは骨が折れます。一般の文献DBで検索しようにも、解説の題名に法令名が入っているか、入っているとしても正式名称か通称・略称かは分かりませんから、検索漏れが生じるおそれがあります。

そこで便利なのが、龍谷大学図書館による「[新法・改正法解説記事書誌情報検索 R-LINE](#)」です。これは、法律雑誌19誌（[載録対象誌一覧](#)）に掲載された「立法担当者や関連審議会・研究会等の委員が執筆した、新

<sup>4</sup> 参議院法制局「法制執務コラム集：「改め文」—法令の一部改正方式—」。

<sup>5</sup> 法制執務についての解説書は汗牛充棟の感がありますが、法令の読み方・調べ方について、吉田利宏＝いしかわまりこ『法令読解心得帖—法律・政省令の基礎知識とあるき方・しらべ方』（日本評論社、2009年）、吉田利宏『ビジネスマンのための法令体質改善ブック』（第一法規、2008年）など。

法・改正法の解説記事に関する書誌データ」を集めたDBです。法律の題名などのキーワードでも法律番号でも検索できます。

論文の題名などの書誌情報を検索対象とする「雑索」や「CiNii Articles」とは異なり、「R-LINE」は新法・改正法の解説に着目して収集していますので、「第177回国会主要成立法律」、「第177回国会の概観」といった題名の記事でも、その中で解説されている法律の題名で検索することができます。

## 6 法律文献と公共図書館・専門図書館

たとえば、休日に自宅近くの公共図書館で調べものをしようとしても、選書の方針が異なりますので、基本的な法律文献であっても所蔵を期待できないこともあるでしょう。

他方、(a)[東京都立中央図書館](#)や(b)[大阪府立中之島図書館](#)、(c)[鳥取県立図書館](#)などをはじめとして、法律文献やビジネス情報の提供に力を入れる公共図書館も増えてきました。こうした図書館は、Web上での情報提供にも積極的に取り組んでいます。(a)では、「[法律情報サービス](#)」の中に、「[法令の調べ方](#)」や「[判例の調べ方](#)」といった解説が整備されており、(b)では、「[ビジネス支援サービス](#)」の中に、「[法令のしらべかた](#)」や「[判例を調べる](#)」といったページが用意されています。(c)でも、「[法情報の調べ方](#)」を整理して紹介しています。

特定の主題について専門的に文献・資料を収集・所蔵する専門図書館には、さまざまなものがあります。ただし、「法律の専門図書館」と銘打つものは多くはありません。専門図書館は、法令一般というよりも、調べようとする法令が対象とする事項そのものについての資料を調査する場合などに役立ちそうです。また、調べようとする法令が対象とする事項を主題として扱う図書館に、当該分野の法令に関する資料が所蔵されている場合もあるでしょう。なお、東京都内・近県の専門図書館を検索するDBを東京都立図書館が提供して

います（「[専門図書館ガイド](#)」）。

## 7 図書館ならではの情報発信

種々の出版物の中には、図書館でなければ見られないような専門的な文献・資料もあります。そうした文献・資料の紹介や、それらを用いた情報の調べ方の解説をWeb上で展開することは、有益でしょう。前掲の公共図書館によるWeb上での情報発信のあり方は、専門性を有する他の図書館においても応用可能ではないでしょうか。

さらに、図書館でなければ見られないような専門性の高い逐次刊行物を受け入れる都度、一般利用者よりも先にそれらに触れることになるのも図書館員です。各図書館が、自館の資料の中で、過大な努力を必要とせずに継続できる項目を見つけて、特定の担当者の知識や意欲に依存しないかたちで、情報をWeb上で蓄積・公開するならば、かなり有用な情報発信となるでしょう。その際、網羅性を誇るよりも守備範囲を狭め、内容について実質判断をしなくても形式条件で情報を収集・管理できるようにして、情報の蓄積を継続することがポイントかもしれません（上述の「R-LINE」はそうした方針で構築されており、法学部出身でもなく法律系の図書館勤務は初めてという図書館員が、情報の収集・入力を担当しています。そして、それが図書館員のレファレンス能力の向上にも結びついているといわれています）<sup>6</sup>。

図書館でなければ分からない文献・資料に接している図書館員には、来館者へのサービスだけではなく、Webを通じて全国の研究者・実務家さらには市民に向けた情報発信が期待されるのです。

<sup>6</sup> シンポジウム パネルディスカッション「ライブラリアン、発信！」情報ネットワーク・ローレビュー10巻（2011年）325-357頁。

【特集 法律と図書館】

## 国立国会図書館議会官庁資料室について

国立国会図書館 調査及び立法考査局 議会官庁資料課

議会官庁資料室は、納本制度、国際交換、寄託、購入などによって収集した、内外の官報、各種法令集、判例集、議会の議事録や議案類、官庁資料、国際連合やEUなどの国際機関資料を所蔵しています。蔵書数は、和図書約32万冊、洋図書約46万冊、和雑誌約55万冊、洋雑誌約92万冊、マイクロ資料約178万点。国内の資料をほぼ網羅的に所蔵するほか、明治以降の法整備に影響を与えた、英米独仏各国の18世紀から19世紀以降の法令・議会資料は充実したコレクションとなっています。



資料室には、これらのうち、創刊号以降の官報（複製版を含む）、六法全書、各種法令集、判例集、帝国議会の議事速記録（複製版）、最新の国会会議録、中央省庁刊行の白書や統計、各国の法令集、近年の国連公式記録、条約集など、約6万冊を開架しています。

カウンターでは、これらの資料に関するレファレンスを受けています。

近年、公的機関のインターネットによる情報発信の普及に伴い、紙媒体資料からデジタルへ移行する資料が増えており、こうした事態に対応するため、データベースの導入やインターネット利用環境の整備を行っています。また、当館蔵書のデジタル化も進めており、官報も、創刊号（明治16年7月2日）から昭和27年4月30日までの画像を、当館ホームページで公開しています。

<http://dl.ndl.go.jp/#kanpo>

また、館内では、政治・法律・行政分野ほか、各種データベース

（[http://www.ndl.go.jp/jp/service/tokyo/data\\_eips/contents.html](http://www.ndl.go.jp/jp/service/tokyo/data_eips/contents.html)）をご利用いただけます。ご利用には、館内利用カードが必要ですので、カウンターにお尋ねください。

資料室の詳細はこちらへ。

<http://www.ndl.go.jp/jp/service/tokyo/parliamentary/index.html>

所蔵資料の案内・調べ方については、こちらをご活用ください（インターネット上の情報源も紹介しています）。

<http://rnavi.ndl.go.jp/politics/index.php>



## 【特集 法律と図書館】

# 東京都立中央図書館の法律情報サービス

東京都立中央図書館サービス部情報サービス課 尾上 文子

## 1. サービスの開始に当たって

東京都立中央図書館の法律情報サービスは、平成18年7月に、サービスのキーワードに「アクセス」と「学び」を掲げて開始されました。これは、都の協議会答申での法律情報サービス早期実施の提言<sup>1</sup>及び教育委員会の方策で法律情報サービスが重点的情報サービスとして位置付け<sup>2</sup>がされるなかで、当館情報サービス課内に設置されたワーキンググループでの検討を経て実現したものです。

本サービスでいう「アクセス」とは、豊富に所蔵する法律関係資料と周辺資料及びこれまでのレファレンスの蓄積を最大限に活用し、都民の法律関係情報に対するニーズに応え、利用者にとって分かり易い情報へのアクセスに努めることです。

また、「学び」とは、法律情報の探し方、司法制度、裁判員制度などについて理解を深め、自ら調べることができるよう、都民の学びを支援することを意味します。

## 2. 新たな資料の充実とサービスの拡充

法律情報サービスを開始する前提として、当館では、開館当初はもとより前身の日比谷図書館時代から、法律関係資料について専門的な資料の収集を行い、法律関係雑誌も主要雑誌は創刊号より所蔵していたことがあります。また、法令や判例調査などのレファレンスの経験も主題室制度のなかで蓄積していま

した。これらの蓄積を基に、法律情報サービスを開始するにあたって新たに以下の事項を充実させてきました。

### (1)収集基準の緩和

資料の構成において、従来調査研究図書館として収集してきた専門的な法律関係資料のほかに、分かり易い入門書的な資料も購入するよう収集基準を緩和しました。このため収集部門での選書以外に、サービス部門の職員も参加し、納入業者の書店に赴いて資料をチェックする店頭選書を年2回実施しています。

### (2)法律関係雑誌、加除式資料、主題六法類の購入拡大

従来購入していたタイトルに加え、新しいタイトルの購入に努めるなど、一層の充実を図っています。

### (3)判例・法令データベースの活用促進

判例・法令検索のデータベースは、それまでのCD-ROMから、DVD-ROMやインターネットによるものなど複数タイトルが利用できるように整備しました。また、利用者を対象にデータベースの使い方について毎月1回15分程度の簡単な講習会も行っています。

### (4)ホームページでの情報発信の開始

非来館者も利用できるように、法律関連情報の提供を行うホームページ（[法律情報サービス](#)）を開設し、各種のインターネット情報の一覧や、無料相談を実施する各種団体の一覧など関係団体へのリンクも充実させました。

そのほか、都立中央図書館で作成し、配布しているパンフレットも適宜紹介しています。また、都立中央図書館で[所蔵する法律関係雑誌](#)や、[各種法令集の一覧](#)等のリストも作成し

<sup>1</sup> 第22期東京都立図書館協議会答申「調査研究図書館におけるサービスのあり方について」（平成18年3月）

<sup>2</sup> 東京都教育委員会「都立図書館改革の具体的方策」（平成18年8月）

て掲載しています。

#### (6) 講演会・相談会の開催

[日本司法支援センター](#)（以下「法テラス」といいます）[東京地方事務所](#)や、[東京司法書士会](#)との連携事業として、都民の「学び」の支援の一環として位置づけ、講演会、相談会を毎年実施しています。

今年度は4月27日に法テラスとの連携事業で「図書館で弁護士・司法書士による無料相談会」を開催し、好評でした。

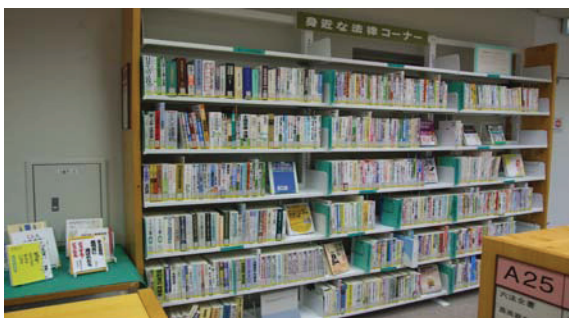
11月及び来年2月には、東京司法書士会との連携事業で「司法書士による無料相談会」を予定しています。

また、10月1日法の日<sup>3</sup>の日の記念行事として、法テラスから弁護士を派遣していただき、毎年その時々<sup>3</sup>のテーマで講演会を開催しています。今年度は、被害が後を絶たない「悪徳商法」などに関連する講演会を予定しています。

#### (7) 「身近な法律コーナー」の設置

主題別の書架とは別に、当館1階に「身近な法律コーナー」を設置しています。

近隣トラブル、相続、遺言、夫婦や子どもの問題、交通事故、職場の労働問題など、身近に起こる様々な法律問題について、テーマに分けて入門書的な分かりやすい資料を選び、展示しています。関連する法律関係書架の案内図も置き、関連分類番号の書架に導く工夫もこらしています。



<sup>3</sup> 今年度は例外的に9月30日（日曜）に開催する予定です。

### 3. 研修の充実

当館は研修にも力を入れています。

#### (1) 区市町村立図書館職員対象研修の実施

年1回35人規模で半日の研修を行っています。この研修では、各種のインターネット上のデータベースを利用し、どこの図書館でも法律情報が調べられる内容で実施しています。この準備をする過程が、都立図書館の担当者にとっても良い学びの場となっています。

#### (2) 外部研修への派遣

法律図書館連絡会主催の法律図書館基礎講座には、毎年新たに担当となった職員を参加させています。そのほか関係機関で行われる法律関係の研修には積極的に参加できる体制を作っています。

#### (3) 専門研修の実施

都立図書館職員を対象として、毎年、外部の専門講師による研修を実施しています。館内整理日の半日を利用して行います。情報サービス課職員が中心ですが、希望する他の課の職員も参加しています。

#### (4) 課内・係内研修の実施

情報サービス課では、開館（10時）前の時間などを利用して、課内研修を行っています。年度初めは、特に、新入職員や情報サービス課をしばらく離れていた職員を対象にした研修を行います。その他、法律情報のレファレンスを担当する職員には、随時、テーマを設定して研修を行っています。

### 4. さいごに

日常生活の基盤としての「法律」は本来身近なものであるべき、と思います。

誰でもが必要に応じて学び、調べることができるために当館の法律情報サービスを利用して頂けるよう、今後とも充実させていきたいと考えています。

# 法律図書館連絡会の活動と現況について

国立国会図書館調査及び立法考査局 曾雌 裕一

## 1. 法律図書館連絡会とは

「[法律図書館連絡会](#)」（以下「法図連」という）は、法律資料を扱う図書館や図書室などを会員とするゆるやかな連絡会議体で、会員館相互間の連携をはかり、法律分野の図書館技術の向上に役立てて、各会員館が法律図書館としての機能をより充実・発展させることを目的とする組織である。昭和30年6月に国立国会図書館、最高裁判所図書館、内閣法制局図書館及び法務図書館の代表者により開かれた「法律関係図書館連絡懇談会」が事実上の第1回総会と考えられるため、平成22年6月に創設55周年を迎えたことになる。なお、第1回総会のメンバーであった国立国会図書館以外の3館は、当時も現在も国立国会図書館の支部図書館であり、同連絡懇談会の開催には、当時の国立国会図書館の支部図書館部による働きかけがあったものと思われる。

法図連は、平成24年6月現在、70館の加盟館のほか20人弱の賛助員で構成されている。加盟館となる条件としては、(1)法律専門の図書館であるか、(2)図書館ないし実務的資料室であって相当の法律資料を所蔵すると同時に専任の職員を置くか、のいずれかに当てることが求められる。年会費は徴収せず、年1回開催される総会等の際に各機関から参加する個々の図書館員から「参加資料費」を徴収する形で会の活動を維持している。そのため、常設事務局はなく、常任幹事館2館を含む東日本地区と西日本地区のそれぞれの会員

館から選ばれた計13館の代表者で構成される幹事会が、年4回ないし5回の会合を開いて日常的・実質的な会の運営にあっている。ちなみに常任幹事館のうちの1館は、常に国立国会図書館（担当部署は調査及び立法考査局議会官庁資料課）がその任を担っている。なお、賛助員とは、機関会員制の組織である法図連の活動に個人として賛同・参加していただくための制度で、法律図書館を退職された方々に参加いただくケースが大半である。

## 2. 活動の概要

法図連では、相互連携のため、毎年秋季に総会を開催するのを通例としており、これが最も重要な行事でもある（[本年](#)の総会は10月26日(金)に東京の國學院大學で開催）。総会では、会の[活動方針等](#)を決めるほか、記念講演会や中級講座を催して会員館の職員の研鑽に協力するとともに、懇親の場を提供することで法律図書館員のネットワーク作りにも一役買っている。総会以外にも、法律図書館員の図書館技術向上のための研修の機会を設けており、法図連の中に置かれた定例研究会運営委員会が中心となって、法律図書館に初めて配属された職員を対象に[基礎講座](#)を毎年夏に開講するほか、裁判所の[法廷傍聴](#)や刑事施設見学等も随時実施している<sup>1</sup>。

また、機関誌として『法図連通信』を年1回刊行するほか、加盟館の協力により『法律

<sup>1</sup> 本項目のリンク先は平成24年度の内容へのリンクである。

図書館ユーズ・マニュアル』（平成5年初版、同7年2訂版、同12年全訂版、発売：丸善）や『法律図書館連絡会50年史』（平成18年）などを刊行し、平成19年には法律図書館員および利用者向けのDVD『わかりやすい法情報の調べ方』（発行：商事法務）を企画・監修している。

### 3. 現況と課題

現在、法図連が行っている活動の特色としては、前述のとおり、まず、各種講座（研修）の開催ということが挙げられる。特に「基礎講座」においては、毎回、法科大学院の図書館や国立国会図書館等で日常的に法律資料を取り扱う第一線の職員が講師となって実践的な情報提供を行うほか、総会における「中級講座」では、長く法律図書館実務の最前線にいた専門家による講義・演習や、一方では商用データベースのベンダーによる最新データベース事情の説明・データベースの比較検討など、法律図書館員のカレントな実務的関心に沿った企画も提供されており、これらの講座（研修）にはおおむね高い評価をいただいている。

もう一つの特色は、平成16年に始まった法科大学院教育において「法情報調査」などと呼ばれる「リーガル・リサーチ」に関して積極的な対応を志向している点である。最近の具体的な成果としては、法情報の利用に関する初心者向けの法律文献調査ガイドとして、前記のDVD『わかりやすい法情報の調べ方』を法図連で企画・監修したほか、法情報学を専門とする研究者との連携を図りつつ、この分野の最新の情報収集にも心がけている。

しかしながら、今後の法図連の、もっと実地的な課題としては、財政難による職員数や資料購入費の減少、あるいは国立大学の独立行政法人化・法科大学院の入学志望者減等に

起因する法律図書館を巡る社会環境の変化などに各加盟館が直面する現状の中で、個々の法律図書館員のスキルを向上させるために法図連が一層の仲介役を果たすこと、例えば、加盟館の経験ある職員が研修講師としてそのノウハウを広く伝えるというあり方をさらに充実させることが重要と考えられる。

法図連の基礎を作り上げ発展させた第一世代・第二世代のメンバーが引退しつつある中において、「法情報専門員」ともいべき法律資料の専門職員を確実に育てていくことが、現世代の法図連に改めて求められていることである。

## 【特集 法律と図書館】

# 支部公正取引委員会図書館について

## —独占禁止法施行機関の図書館としての活動を中心に—

支部公正取引委員会図書館 横井 輝貴

### 1. 沿革

当館は昭和 26 年 10 月、それまで各課で管理していた図書を整理・保存するため、当時の調査部調査第一課に図書係を設けるとともに、図書の貸出業務を行ったことに始まります。

その後、全局的に図書室強化の声が高まるに伴い、その管理運営を一元的に実施するため、昭和 29 年 6 月から図書室の業務は官房総務課に移管されました。さらに、昭和 49 年 4 月、国立国会図書館の支部図書館として発足したことに伴い、支部公正取引委員会図書館に名称を変え、競争政策の分野にわたる文献収集を中心とした専門図書館として、業務の運営を図ることとなりました。

### 2. 現在の活動状況

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」といいます）及びその補完法である「下請代金支払遅延等防止法」の施行機関として、職員の業務遂行を支援するため、競争政策の分野を中心とした図書及び資料の収集・整備に努めています。蔵書数は図서가約 26、500 冊、雑誌が約 300 タイトルです。

図書の収集分野としては、優先順位の高い順に、(1)独占禁止法関係の図書、(2)民法・刑法・会社法・行政法・知財法を中心とした法律関係の図書、(3)会社情報や市場シェアが記載されている企業・業界データ関係の図書、(4)経済学、産業組織、経済分析等の経済関係

の図書、(5)各業界を解説した図書となっています。主な雑誌は、法律関係の雑誌、経済週刊誌、各大学が発行する論文集などです。

### 3. 図書館の業務

当館の職員数は、館長、兼任司書 1、図書係（私）の 3 名ですが、日常の図書館業務は図書係 1 名で担当しており、他の図書館同様、選書、配架、貸借業務やレファレンス業務を行っています。また、当館独自の業務としては職員向けに、電子掲示板上で、新着図書・購入予定図書の紹介や、雑誌等に掲載された競争政策に関連する記事を一覧表にして紹介しています（参考文献紹介業務）。今回は、これら当館が行う業務のうち、(1)参考文献紹介業務、(2)選書業務、(3)レファレンス業務について御紹介します。

#### (1) 参考文献紹介業務

当館で受け入れている雑誌（法律雑誌、経済雑誌や大学論集など）を一読し、公正取引委員会に関係する記事・論文が掲載されている雑誌をピックアップして特定の棚に配架するとともに、毎月、その掲載誌名、記事のタイトル等を一覧表にして電子掲示板に掲載し、職員に紹介しています。電子掲示板に一覧表を掲載すると、掲載誌を見に来館者が増えることから、この参考文献紹介は職員から一定の支持が得られていると思います。

<sup>1</sup> 支部図書館制度の中で、図書館間の連携協力を密にするために、支部図書館職員のうちで国立国会図書館司書に任命されている者のこと

なお、一口に公正取引委員会に関係する記事・論文のピックアップといっても、経済憲法といわれている独占禁止法を執行する公正取引委員会の業務は多岐にわたっていますので、その時々で関係する法律、経済、業界などの動向を把握し、タイムリーな記事・論文のピックアップ漏れがないように努めています。このことは、参考文献紹介の業務だけではなく、以下の選書業務やレファレンス業務にも役立てています。

## (2) 選書業務

購入候補とする図書は、昔ながらの新聞や雑誌掲載の書評欄や広告を確認するとともに、インターネット上の出版社やオンライン書店のサイトで新刊タイトルも確認して決めます。

購入候補となった図書の中から、独占禁止法や公正取引委員会に関する図書と職員から希望のあった図書を最優先に購入しますが、それ以外の図書については、参考文献紹介業務の際に把握した法律や経済などの動向を活かします。独占禁止法や公正取引委員会の業務との関係を考え、今後、蔵書とすればその情報がより役立つと思われる図書はどれかという観点で優先順位をつけて購入します。

## (3) レファレンス業務

私は、図書係を担当して3年を経過しました。拙い経験ではありますが、レファレンス業務は3年経っても難しいと感じている業務です。いまだ「これだ」という方法が見つからないのですが、私がレファレンス業務の際に心がけていることは、職員のニーズを的確に把握し、どのような図書やインターネットサイトを見れば必要な情報が掲載されているかを迅速に提供すること、です。ですから、利用者が希望する図書を所蔵していない場合には、利用者から単に「この本を探している」という図書名だけではなく、「このような本を探している」というように、本を探す意図や調べているものの主題を引き出すようにして

います。

それによって、仮に希望する図書を所蔵していない場合でも、他の図書やインターネット上のサイトに記載された情報を紹介するなどの代替案を提示することができます。

また、そのためには、日頃から、「この業務にはこの図書が活用できる」、「この報告書にはこのデータが使える」など、図書や情報のありかを把握するとともに、リサーチ・ナビやCiNiiなどレファレンスに使いそうなサイトや参考文献紹介の一覧表などのツールをいろいろ用意し、速やかに情報提供できるようにしています。

今後の課題としては、このレファレンスに関する情報提供ツールの共有があります。図書館の蔵書に関することや他の図書館の利用方法は電子掲示板にて委員会内で共有されていますが、レファレンスに関しては、これまで図書係への属人的性格を帯びていました。今後、マニュアル化もしくは国立国会図書館のリサーチ・ナビのような公取版「調べ方ポータル」のようなものを作成することで、レファレンスに関する情報提供ツールも共有化できればと思っています。

## 4. おわりに

流行を取り入れた商品を厳選して仕入れ、お客に紹介・販売するセレクトショップというお店がありますが、私は、当館もセレクトショップだと思っています。行けば「どんな商品でもある」という百貨店のような品ぞろえは、蔵書数に限りがある当館では不可能なためです。もちろん、基本書や定番的な図書も購入しますが、それ以外に法律や経済の動向を踏まえて図書を厳選購入し、職員に提供していくことが、専門図書館たる当館の在り方と考えています。

(本稿中、意見にわたる部分は筆者の個人的な見解です。)

# 平成 24 年度専門図書館協議会全国研究集会分科会に参加して

支部農林水産省図書館 農林水産政策研究所分館 新井 光秋

## 1. はじめに

専門図書館協議会が設立され今年でちょうど 60 年が経ち、その間、官庁・地方議会・民間各種団体・調査研究機関・企業・大学その他の図書館、資料室、情報管理部門相互間の連絡と図書館活動の有機的連携を図り、その向上と発展に尽力されていることに敬意を表します。

今年度は平成 24 年 6 月 19 日、20 日の 2 日間、東京都千代田区の東京商工会議所において[平成 24 年度専門図書館協議会総会および全国研究集会](#)が開催され、全国から約 170 名が参加しました。

初日の全体会に引き続き、翌日は[6つの分科会](#)が開催され、そのうちの 2 つの分科会(第 1、第 6)に参加させていただきましたので、その概要について、以下のとおり紹介いたします。

## 2. 第 1 分科会「企業図書館は発信する」報告

最初に、ラクオリア創薬(株)村瀬菜都子氏より、図書室紹介と IM(情報知識・管理者)のルーティン業務やブランド戦略についてお話しを伺いました。

特に印象に残ったのが、図書の蔵書数(約 2,000 冊)に比べ圧倒的な電子ジャーナル・ブック数(約 5,200 タイトル)の多さです。専門図書館はここ数年、巷の流れから電子出版物の供用を確実に増加させている傾向にあります。 「電子出版物中心でその発行がないもののみ冊子体購入」という発想は「予

算の獲得・執行スピード」とともに企業に属する専門図書館ならではのものであり、我々公的機関に属する専門図書館とのギャップの大きさに驚きました。

また、自社名アイコンを使用する(自社の共用媒体に)ことで、IM の部署や業務を認識させアピールする戦略も斬新であり、大変興味深く聴かせていただきました。

次に、株式会社日本電気特許技術情報センター岡雅之氏より自館の役割、取組み等についての報告がありました。この図書館では、「バーチャルライブラリサービス」(図書館と ICT を融合したサービス)を目標に掲げ、「自席から利用できる」をモットーに業務を展開しております。

特に、国内外の電子情報サービス会社との包括契約により、web 上で多岐にわたる情報の提供及びメールマガジンの発行、イベント開催、利用者セミナー等の広報活動まで幅広く行っており、大手企業ならではのスケールの大きさが感じられました。

## 3. 第 6 分科会「デジタル時代における新たなサービスの潮流」報告

第 6 分科会では国公立の 3 図書館による最近の図書館サービスの展開についての報告をお聞きし、基礎知識や留意点等の教示を受けました。

最初に、[福井県立図書館](#)宮川陽子氏の報告ですが、図書館のビジョンステートメント「福井県民の幸福度を上げる」を指針とし、ツイッター、フェイスブックを活用して、県民と

のコミュニケーションを図ろうとするライブ  
ラリアンの努力が語られました。結果、ツイ  
ッターは気軽に拡散力があり、情報伝達に役  
立っている一方、フェイスブックはタイムラ  
イン機能によりストック（過去のアクティビ  
ティ<sup>1</sup>に即時に遡れる等）できる利点はある  
ものの、ツイッターほどの拡散力は今のとこ  
ろないとのことでした。

また、情報の「緩・堅」、「どのような発  
信内容を組織として認めるか」、「ターゲッ  
トの絞り方」にコンセンサスがでないこと等  
をお聞きし、非来館型のサービスには今後もい  
ろいろな工夫が必要であると感じました。

次に、[ゆうき図書館](#)長谷川拓哉氏及び牧野  
雄二氏（「[新着雑誌記事速報](#)」開発者）の報  
告です。

長谷川氏から、結城市の紹介、所蔵してい  
る特殊コレクションや雑誌の永久保存の標榜  
等、公共図書館でありながらも、専門図書館  
との類似性をお話しいただき、その後、メイ  
ンテーマである「新着雑誌記事速報」の開発  
の背景、作成・運用マニュアル公開、広がり  
（各館での導入）及び反応（導入館での反応）  
についての詳細な説明を牧野氏より拝聴しま  
した。

また、この記事速報に加え、誰もが使える  
Web サービスを活用した情報の発信及び提  
供を「Web 図書館」と称し、サービスを展開  
されており、他の公共図書館等の運営にも多  
大な貢献をされています。

第6分科会の結びは、わが省の[農林水産研  
究情報総合センター](#)の林賢紀氏の「ソーシャ  
ルメディアを活用した新たなセミナーの運営」  
報告です。

筆者も講師の林氏が所属する情報センター  
のネットワークを利用している試験研究機関  
の一員であり、既に「USTREAM」を介した

セミナー等に参加しているため、大変分かり  
やすく、整理された内容でした。

特に、農水省が所管する独立行政法人「[果  
樹研究所](#)」が品種改良した栗で、渋皮が剥け  
やすく食味のよい「ぼろたん」を例にとり、  
ソーシャルメディアを利用し、楽しく紹介し  
ていただきました。

また、USTREAM を利用するにあたっての  
基礎知識として、ハード、ソフト、スタッフ  
等まで丁寧に格付け紹介されており、大変参  
考となりました。



#### 4. おわりに

当館をはじめとした専門図書館に限らず、  
図書館界全体は財政運営、定員問題、電子書  
籍への移行、スペースの確保等、諸々の問題  
を抱えている現状があります。

この分科会では、それらを踏まえた上で、  
皆様に情報を発信、提供し図書館をアピール  
する有益な手段が多々存在することが明らか  
になりました。

そういった面からも、今後もこのような研  
究集会（分科会）は大変重要な意味を持つと  
考えます。

ご講義いただいた講師の方、お会い出来た  
多くの参加者の方々からのご助言等に深く感  
謝する次第です。

<sup>1</sup> 知人や友人による「[いいね！ボタン](#)」を押しての  
コンテンツ評価やコメント投稿など活動履歴のこと。



# インターネット資料収集保存事業

国立国会図書館関西館電子図書館課 福嶋 聖淳

## 1. インターネット情報集めています

以前にインターネット上で見たはずの情報が、ウェブサイトの更新や掲載場所変更のため、見つけれずに困ったという経験は、ないでしょうか。そんな時にご利用いただきたいのが、国立国会図書館の「インターネット資料収集保存事業」です。

インターネット上には数多くの有用な情報があふれていますが、それらは頻繁に更新・削除され、失われやすいという特徴があります。当館は、こうしたインターネット情報を、紙媒体の資料と同様に後世に伝えていくべき重要な資料（インターネット資料）と捉え、平成14年4月から、日本国内のウェブサイトやその中に含まれる電子雑誌を、サイト発行者の許諾を得て、選択的に収集・保存してきました。さらに平成22年4月からは、国立国会図書館法の改正に基づき、国や地方公共団体等、公的機関のサイトを網羅的に収集しています。

収集したインターネット資料はすべて、館内（東京本館、関西館、国際子ども図書館）の端末から閲覧することができます。発信者の許諾が得られたものについては、インターネットを通じた閲覧やプリントアウトも可能です。

今回は、これら国立国会図書館が収集したインターネット資料を利用するための二つのサービスについて、ご紹介します。

## 2. 「ウェブサイト別」

ウェブサイトの収集は、国の機関であれば月1回など頻度を決め、収集ロボットと呼ば

れるソフトウェアにより自動でおこなっています。こうして集めたウェブサイトを、収集時の形のままご覧いただけるサービスが「[インターネット資料収集保存事業（ウェブサイト別）](#)」です。平成24年5月現在、7000余のタイトルを収集・提供しており、累積データ量はおよそ140TBに及びます。東日本大震災以降は、被災自治体や震災関連のウェブサイトも精力的に収集しています。

キーワードやタイトル、公開者等から国立国会図書館が収集してきたウェブサイトを検索できます。例えば首相官邸の過去のウェブサイトも見ることができます。「首相官邸」を検索すると、ウェブサイトの収集日一覧が表示されます。一番古い収集日の「2004/11/19」を選択すると、その収集日時点のウェブサイトが表示されます（図1）。当時は小泉内閣でした。閣僚が誰だったかも、すぐに調べることができます（首相官邸のウェブサイトは平成21年8月以降、「内閣官房」の一部として収集しています）。

なお、国立国会図書館が収集したデータであることを明確にするため、画面上部には、収集日等が記載されたメッセージが表示されます。

本館へのアクセスは、国立国会図書館経由に準じて、あるいは著作権者の許諾を得ず、国立国会図書館の同意のウェブページ、最終的権限とは異なる場合がありますのでご注意ください。著作権者、登録権利者の著作権者に帰属いたします。著作権法で認められた行為を除き、著作権者に無断で使用することはできません。《収集日: 2004/11/19》



図1:平成16年11月19日に収集した首相官邸のサイト。当時の首相は小泉純一郎氏だった。

「ウェブサイト別」では、既に閉鎖されたウェブサイトもご覧いただけます。例えば、市町村合併の結果なくなってしまった自治体や独立行政法人化前の公団、各種イベント（日韓で共催された2002年 FIFA ワールドカップ等）のウェブサイトなどを、収集・保存しています。

総務省や財務省は、掲載期間が終了した自省の情報を「ウェブサイト別」で閲覧できることを紹介し、現行の各サイトから誘導しています。こうしておけば、ウェブサイトの利用者は古い情報にも比較的容易にアクセスできますね。

### 3. 「著作別」

もう一つのサービスは「[インターネット資料収集保存事業（著作別）](#)」です。

最近では、冊子体で発行されてきた図書や雑誌が電子化され、インターネット上に掲載されるケースが増えています。こうした刊行物・著作物に相当するファイル（PDF形式のものなど）を収録しているのが、「著作別」です。紙媒体での刊行が廃止になったものも、多数提供しています。

あるテーマについて書かれた報告書や論文を読むために、様々な機関のサイトを探し回るのは大変です。「著作別」では、国の機関等、公的機関を中心に、既にインターネット上から消去された過去の著作物を効率よく検索・閲覧できるよう、資料の充実を図っています。

「著作別」は、国立国会図書館のデジタル化資料を検索・閲覧できるサービス「[国立国会図書館デジタル化資料](#)」の中で、利用できます。国の機関や地方公共団体、独立行政法人、大学などがウェブサイトに掲載した各種の白書、年鑑、報告書、機関紙、雑誌論文など約10万件を収録し、提供しています（平成24年5月末現在）。

「国立国会図書館デジタル化資料」内で、「著作別」の資料のみを検索したい場合は、

トップ画面上部の「詳細条件で検索」ボタンをクリックし、資料群「インターネット資料」を選択します。多数のデータがヒットした場合は、検索結果表示画面ならば、左側の「絞り込み」枠内の各ボタンをクリックして、機関や出版年等で、検索結果を絞り込むことができます。



図2:インターネット資料収集保存事業(著作別)

### 4. 終わりに

以上、「インターネット資料収集保存事業」について、簡単に紹介しました。より詳しい使い方は、各サービスに利用案内を掲載していますので、そちらをご覧ください（[ウェブサイト別](#)、[著作別](#)）。

冒頭でも述べたように、インターネット上の情報は、消失しやすいものです。それらを、いつでも、誰でも、確実に利用できるようにするため、国立国会図書館はこれからもインターネット資料の収集と保存に努めていきます。是非、ご活用ください。



日本図書館協会

Japan Library Association

平成 24 年〈第 98 回〉全国図書館大会（島根）のお知らせ

([http://mice.ntour.jp/shimane\\_tosyokan2012/index.html](http://mice.ntour.jp/shimane_tosyokan2012/index.html))

開催期間 2012 年 10 月 25 日(木)～26 日(金)  
開催地 島根県  
開催会場 島根県民会館  
島根県立大学短大部松江キャンパス  
大会テーマ 文化を伝え未来を創る図書館—古事記編纂 1300 年 神々の国しまねから

## 会場と主な内容

### 第 1 日目

10 月 25 日(木)午後 1 時 30 分～午後 5 時  
会場: 島根県民会館大ホール(松江市殿町 158)  
開会式＝主催者挨拶、来賓祝辞、表彰式  
全体会＝基調報告(日本図書館協会理事長)  
記念講演: 玄田有史 氏 …東京大学社会科学研究所教授  
演題「希望のチカラ」  
交流会＝ホテル一畑 (松江市千鳥町 30)  
午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分

### 第 2 日目

10 月 26 日(金)午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分  
会場: 島根県民会館  
くびきメッセ(松江市学園南 1 丁目 2 番 1 号)  
島根県立大学短大部松江キャンパス(松江市浜乃木 7-24-2)  
分科会＝公共図書館、大学・高専、学校図書館、児童・青少年 等 12 分科会

## 日 誌（平成 24 年 5 月～平成 24 年 7 月）

平成 24 年	5 月 7 日 及び 8 日	平成 24 年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修Ⅰ 「支部図書館制度等に関する説明会及び国立国会図書館の見学」
	5 月 11 日 及び 14 日	平成 24 年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修Ⅱ 「利用者対応」「NDL-OPAC の検索、各種サービスと申込方法」
	5 月 15 日	平成 24 年度行政・司法各部門支部図書館特別研修（NDL-OPAC） 「NDL-OPAC の検索、各種サービスと申込方法」
	5 月 18 日	平成 24 年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修Ⅲ 「国立国会図書館における複写サービスと著作権」 「調べ方案内ーレファレンスツールの基礎」
	6 月 8 日	平成 24 年度行政・司法各部門支部図書館司書業務研修 「図書館情報学入門」
	6 月 12 日	平成 24 年度行政・司法各部門支部図書館司書業務研修 「図書館資料の保存のための講義及び実習」
	6 月 15 日	平成 24 年度行政・司法各部門支部図書館司書業務研修「目録法入門」
	6 月 19 日	平成 24 年度行政・司法各部門支部図書館司書業務研修「分類法入門」
	6 月 19 日 及び 20 日	平成 24 年度専門図書館協議会総会・全国研究集会（東京）
	6 月 20 日	平成 24 年度行政・司法各部門支部図書館司書業務研修 「レファレンスサービスー人文分野」 「レファレンスサービスー経済社会分野」
	6 月 22 日	平成 24 年度行政・司法各部門支部図書館司書業務研修 「レファレンスサービスー科学技術分野」 「レファレンスサービスー新聞情報」
	6 月 26 日	平成 24 年度行政・司法各部門支部図書館司書業務研修 「レファレンスサービスー法令議会官庁資料情報」「報告・懇談会」
	6 月 29 日	平成 24 年度第 1 回兼任司書会議
	7 月 1 日	支部図書館長異動 財務省図書館長 川上 幸男 （前 今田 博之）
	7 月 1 日	平成 24 年度支部図書館職員特別研修（資料保存関係派遣研修）気象庁図書館
	7 月 17 日	平成 24 年度第 1 回中央館・支部図書館協議会幹事会
	7 月 19 日	平成 24 年度支部図書館職員特別研修（資料保存関係派遣研修）財務省図書館
	7 月 23 日	平成 24 年度第 1 回中央館・支部図書館協議会
	7 月 24 日	平成 24 年度行政・司法各部門支部図書館司書業務研修 「著作権制度ー現状と課題」
	7 月 31 日	平成 24 年度支部図書館職員特別研修（資料保存関係派遣研修）内閣府図書館

## 国立国会図書館刊行物紹介（平成24年5月～平成24年7月）

当館 HP に公開されている刊行物の中から、平成24年5月～平成24年7月の間に公開された記事の一部を紹介します。

### [『国立国会図書館月報』](#)

国立国会図書館の蔵書や各種サービスについて総合的に紹介する広報誌です。2004年4月以降はPDF形式でご覧いただけます。

- 憲政資料室の新規公開資料から p.12-17 ([615/616号 \(2012年6/7月\)](#))
- 官報、古活字版コレクション等をインターネット公開 デジタル化資料の提供総数 200 万点突破 p.30 ([614号 \(2012年5月\)](#))
- ・ ([2012年刊行分一覧](#))

### [『調査と情報』－ISSUE BRIEF－](#)

国政上の重要課題について、その背景・経緯・問題点等を簡潔にとりまとめた雑誌です。

- No.755 「[砂糖をめぐる状況－TPPの影響を中心に－](#)」(2012.7.10)
- No.754 「[道州制をめぐる議論－これまでの議論と道州制導入の意義及び課題－](#)」(2012.6.19)
- ・ ([2012年刊行分一覧](#))

### [『外国の立法』](#)

諸外国の立法動向を簡潔にまとめています。季刊版と月刊版があります。

- 「[【フランス】オランダ新大統領の政策課題](#)」(No.252-1 (2012年7月：月刊版 小特集1 新政権の政策課題))
- 「[特集にあたって](#)」(No.252 (2012年6月：季刊版 特集 原子力と再生可能エネルギーをめぐる動き))
- 「[【アメリカ】連邦航空局\(FAA\)授権法成立](#)」(No.251-2 (2012年5月：月刊版 立法情報))  
・・・他

また、月刊版では、各国の立法情報をコンパクトにまとめた短信も掲載しています。

- ・ 2012年7月：月刊版 [短信](#)
- ・ 2012年5月：月刊版 [短信](#)
- ・ ([2012年刊行分一覧](#))

### [『カレントアウェアネス』](#)

図書館及び図書館情報学における、国内外の近年の動向及びトピックスを解説・レビューする情報誌です。

- 「[多角的デジタルアーカイブズの VR-AR インターフェイスデザイン手法](#)」(No.312 (CA1768-CA1773) 2012.06.20)
- 「[近年の英国における図書館のアドヴォカシー](#)」(No.312 (CA1768-CA1773) 2012.06.20)  
・・・他
- ・ ([2012年刊行分一覧](#))

## ※※次号『びぶろす』58号のお知らせ※※

京都府相楽郡精華町に関西館が誕生して10周年を迎える今年、次号58号(11月半ば刊行予定)でも関西館特集を組みます。Webで御覧いただく支部図書館と専門図書館の連絡情報誌である本誌の特性を活かしまして、関西館発のネットで使える情報などを中心に、関西館の取組をお伝えしていきます。

主な記事予定は以下のとおりです。

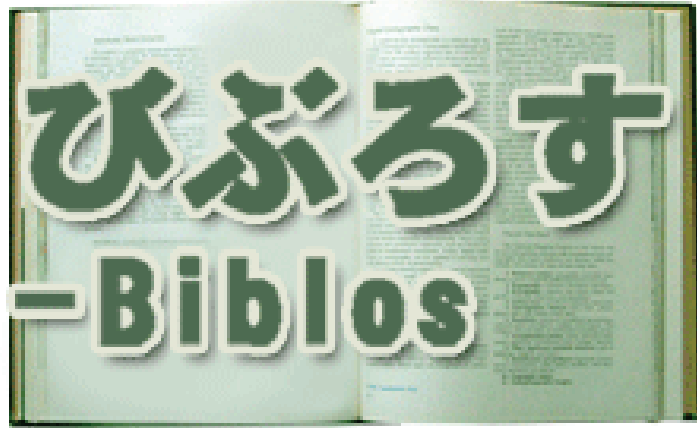
- ・レファレンス協同データベース有効活用術
- ・遠隔研修について
- ・アジア情報の探し方
- ・デジタル化資料について

また、本誌に先立ち、9月刊行予定の『カレントアウェアネス』第313号と、10月刊行の『国立国会図書館月報』10月号でも関西館特集を予定しています。

『カレントアウェアネス』では、電子図書館事業・図書館協力事業・利用者サービス・アジア情報サービスについて、10年間の軌跡を踏まえつつ今後の展望を示す記事を掲載します。

続く『国立国会図書館月報』では、関西館開館10周年の概括、10周年記念展示会などのほか、定期シリーズでも関西館の蔵書と部署をテーマに関西館の話題を提供します。9月、10月、11月と当館刊行物で連続して御紹介する「関西館の今」をぜひお楽しみください。





57号

平成24年8月

発行 / 国立国会図書館総務部

ISSN : 1344-8412

web版ではリンクをご活用いただけます

<http://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/>

 国立国会図書館  
National Diet Library, Japan